

第二部 福祉基本計画

第1章 福祉に関する基本的な考え方

1. 福祉を取り巻く現状認識と基本目標

本町では、2020年に高齢者数4,570人、高齢化率44.3%に達し、2030年には4,002人、46.5%となる見込みである。また、町の総人口も2020年に10,305人、2035年には7,517人にまで減少すると想定されている。

急速に進む少子高齢化により、これまで支える側であった世代が、医療・介護のリスクの高まる高齢者世代へと流入し、支える側と支えられる側のバランスが逆転することで、これまで以上に医療・介護の提供体制の維持が困難になり、施設や在宅で必要なサービスを十分に提供できなくなることが懸念される。こうした支える側の世代の負担の増大を、出産や子育てといった次の世代に繋がる負担の軽減によってバランスを保とうとすることは、更なる少子化を招く結果となり、負のスパイラルに陥る恐れがある。

人口減少及び少子高齢化の進展は個人の問題にとどまらない社会のあり方全体に影響を及ぼすものであり、住民全員が共有すべき重要な課題である。高齢者や子育て世帯、障がい児者を社会全体で支えていくために、住民個人による自助の取組の推進及び隣近所や地区・地域による共助（互助）の支援体制を構築していく必要がある。

以上を踏まえ、本町では、①子どもから高齢者まで住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくり、②来るべき少子高齢化社会に対応した福祉のあり方である「黒潮町版地域包括ケアシステム」を構築することを本計画の基本目標とする。

2. 基本目標の考え方

(1) 地域とともに安心して暮らし続けられる環境づくり

町は、これまで高齢者福祉や児童福祉に加え、壮年期の健康増進に関する取り組みや障がい児者を対象とした取り組みなど、幅広い福祉施策を講じてきた。しかし、少子高齢化社会の進展に伴う地域社会の変化により、町財政の逼迫に加え、生活課題や福祉課題が複雑・多様化していくことで、公的なサービスで十分に対応できない場面が多くなってきている。

こうした中において今後の本町の福祉のあり方を考えるとき、今一度、黒潮町地域福祉計画⁵に掲げる「『おたがいさま』の心で彩る笑顔あふれるまちづくり」という基本理念に立ち戻り、「地域の中で困っている人を、まずは地域の中で助ける」地域づくりを進めていく必要があるのではないかと。「家族やご近所の人たちに囲まれて、住み慣れた黒潮町でいつまでも安心してくらしていける」まちを目指し、行

⁵ 「第2期黒潮町地域福祉計画 黒潮町地域福祉活動計画」（平成29年3月） 34頁

政だけでなく地域やNPO等と連携しながら取り組みの充実を図っていく。

(2) 「黒潮町版地域包括ケアシステム」の構築

現在、国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、住み慣れた地域で希望する自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される高齢者福祉のシステム「地域包括ケアシステム」の構築を推進している。本町においても、従来の福祉システムを生かし、新たな福祉のあり方である地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいく。

① 「自助」「互助」「共助」「公助」という考え方の整理

地域包括ケアシステムは、その前提に「自助」「互助」「共助」「公助」という考え方がある。これは、複雑・多様化する支援の提供を「誰の費用負担で」行うのかという視点から整理されたものである⁶。すなわち、「公助」は税による負担、「共助」は介護保険や医療保険などリスクを共有する仲間による負担、「自助」は自らの負担によりサービスを受けることをいう。なお、「自助」には「自分のことは自分です」という以外に、費用を自己負担して支援サービスを利用する場合も含まれる。「互助」は、相互に支えあっているという意味で「共助」と似ているが、地域住民によるボランティアなど費用負担の裏づけのない支援を意味する。

これらの考え方には明確な線引きがなく、それぞれが重複しあう関係にあると整理されている。たとえば、保険サービスを利用する場合、保険負担分とは別に自己負担分が発生するが、これらは同一のサービスを利用する際に「共助」と「自助」が混在しているということである。

従来の福祉においては、「共助」や「公助」によるサービスが大きな役割を担ってきたが、今後の少子高齢化社会においては「自助」「互助」に求められる役割が大きくなっていくことを認識しながら地域包括ケアシステムを構築する。

② 高齢者、町（役場）、事業者、地域の目指す方向

高齢者はサービスの利用者である前に自らの生活を支える「自助」の主体である。この自助には、自ら健康づくりに取り組むといったような自己管理だけでなく、自らの金銭的負担によってサービスを購入するという自己管理も含まれている。地域包括ケアシステムにおいては、高齢者であるからといってサービスの利用者とするのではなく、地域や社会に積極的に参画、貢献していく主体であり、そうした社会活動が「介護予防」につながっていくという認識を持つことが重要である。場合によっては、高齢者自身が生活支援サービスの担い手となり、新たな地域資源となり

⁶ 「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書〈地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点〉三菱UFJリサーチ&コンサルティング（平成25年3月） 4頁

活躍することも考えられる。

町は、地域包括ケアシステムを構築する上で、「自助」「互助」「共助」「公助」のバランスの取れた仕組みとなるよう配慮するとともに、システムの構築に関する全体の進捗管理を行う司令塔としての役割を担っている。住民個人の抱える課題や地域の実態把握・分析を行うとともに、サービス供給の担い手となる地域資源の掘り起こし、再整理を行い、課題と地域資源との結びつきを促すことで、全体としての適正化を図っていく。こうした「地域マネジメント」の機能を担っていく上で、具体的な計画立案とそのフォローアップをしっかりと行うことで地域包括システムの最適化を目指していく。

また、町は、税負担による公助を担う基礎自治体であると同時に介護保険の保険者でもある。「公助」による支援のみならず、「自助」や「互助」による取り組みを促進するとともに、人口減少、少子高齢化社会に備えた「共助」のあり方についても改めて見直していく必要がある。

医療や介護を担う事業者においても変化が求められる。地域包括ケアシステムにおいては、医療・介護分野をはじめとする多くの専門職相互の連携が求められる。互いの情報共有はもちろん、専門職の有する知見を生かした事業が重層的に展開されていくことで、利用者の多様なニーズへの適切なサービス提供につながっていく。入院・入所者に限った話ではないことから、事業者間だけにとどまらず、あったかふれあいセンター事業など様々な場面で情報共有と専門職相互の連携を図ることで、入所サービス利用者から在宅生活者まで切れ目の無いケア体制を構築する。

地域包括ケアシステムは、単に保健・医療・介護の問題を「共助」「公助」により解決することに限定した考え方ではなく、「自助」や「互助」などの日常生活までを含む幅広いものである。したがって、その担い手も上記に挙げてきた主体以外に、民間企業やNPO、社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員などのほか、各地区の積極的な関与があって高い効果を生むと考えられる。黒潮町版の地域包括ケアシステムの構築にあたっては、町内・外を問わず、さまざまな主体を担い手として組み込んでいく。

③ あったかふれあいセンターが核となる仕組み

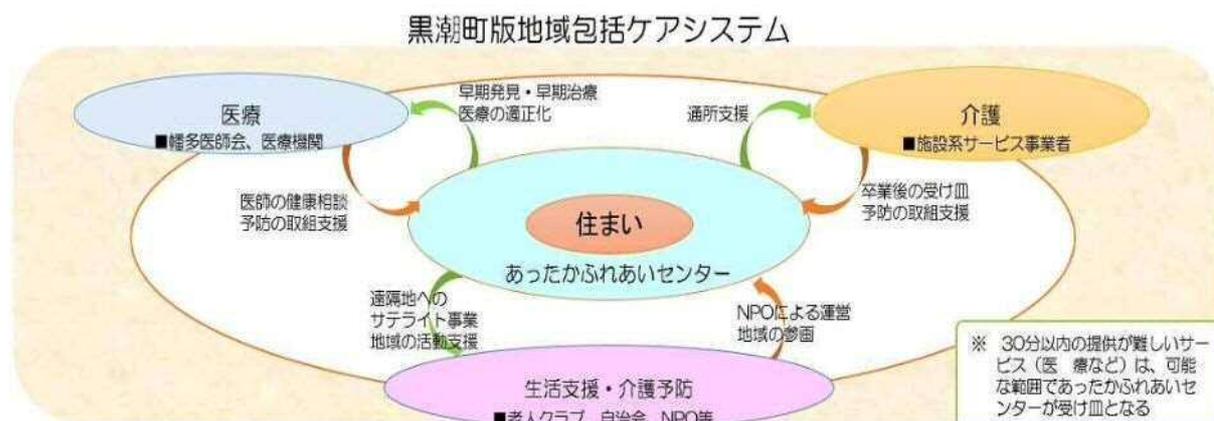
黒潮町では、「地域の自発的で自主的な活動の拠点的な施設」として、現在、町内に4箇所、将来的には6箇所のあったかふれあいセンターを整備し、地域ごとに特色のある支援サービスを実施していく。すでに開設済みの4箇所では、高齢者等が楽しみながら健康増進や認知症対策などに取り組んでいる。

地域包括ケアシステムでは、医療や介護と住まいとなる地域や住まいを結びつけ、高齢者にその日常生活圏内でさまざまなサービスをトータルで提供する体制の構築を目指すものである。しかし、本町のような人口減少・少子高齢化の進む地域に

においては、どの分野においても担い手不足が深刻な状況にあり、本人や家族にとって在宅でのケアは非常に高いハードルとなっている。

そこで、本町の地域包括ケアシステムでは、医療や介護といったサービスが必要になる前の段階において、予防や早期発見・早期治療を重視した取り組みを展開し、可能な限り健康寿命を延伸することで「住み慣れた地域で希望する自分らしい暮らし」を長く続けていける環境を目指す。

そのために、本町では、あったかふれあいセンターを地域包括ケアシステムの核と位置づけ、医師や薬剤師等の専門職の参画を得ながら様々な健康増進・予防事業を展開する。また、あったかふれあいセンターで実施する事業だけでなく、必要に応じて地域と医療機関や介護施設との接続を図るなど、切れ目のないシステムの構築を目指す。さらに、医療機関や介護施設から退院・退所した場合、あったかふれあいセンターがその受け皿となり、身体機能の維持・向上や健康増進の取り組み、地域活動への参画を促進していく。



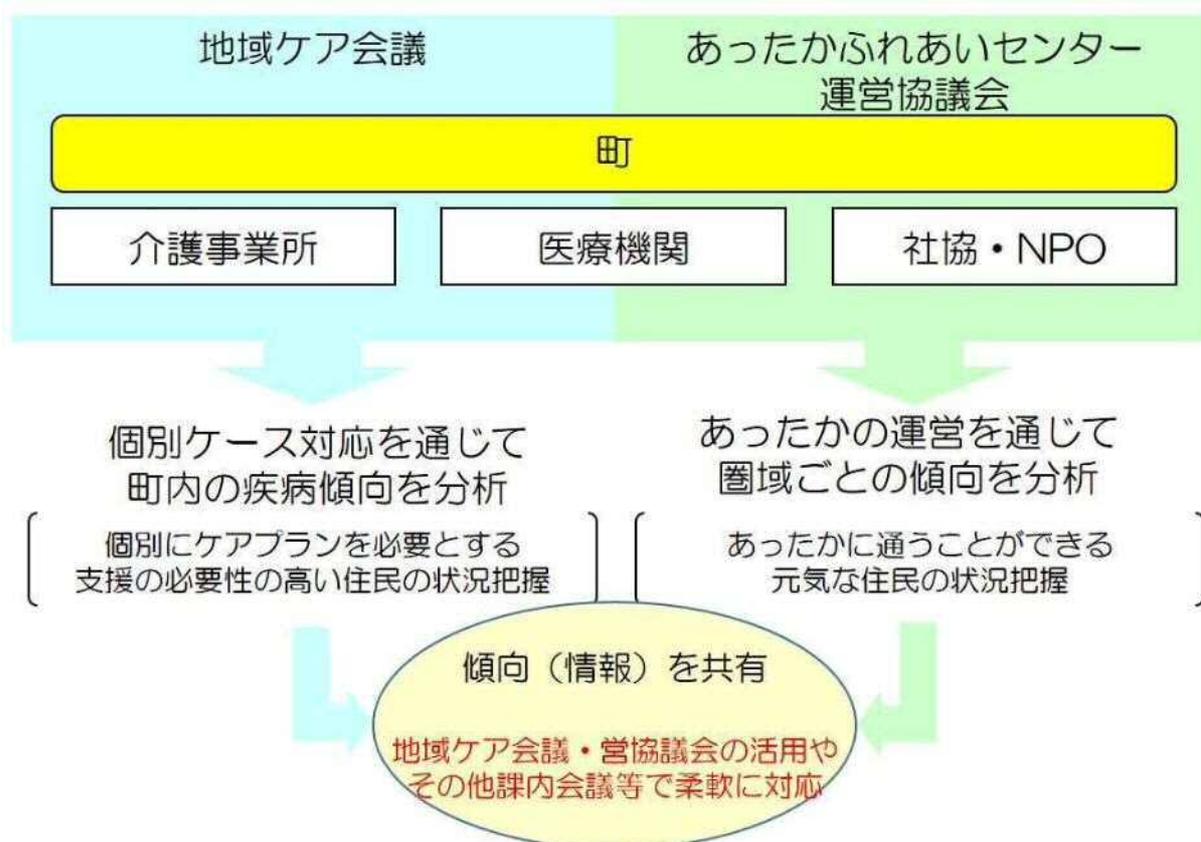
④ 黒潮町版地域包括ケアシステムにおける地域マネジメント

地域包括ケアシステムの円滑な構築のためには、自治体による「地域マネジメント」による工程管理が必要とされている⁷。すなわち、「地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善」していくことが重要になる。

黒潮町版地域包括ケアシステムにおいては、その核として位置付けるあったかふれあいセンターにおいて、既に定期的な運営協議会を開催し、運営する社会福祉法人やNPOだけでなく地域や町も加わり地域課題を共有し、取り組み内容の改善を図ることとしており、この運営協議会を通じたマネジメントを基本とする。さらに、在宅医療・介護を必要とする方々については、包括支援センターや保健師、医療関

⁷ 「地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業報告書〈地域包括ケア研究会〉地域包括ケアシステムと地域マネジメント」三菱 UFJリサーチ&コンサルティング（平成 28 年 3 月）

係の専門職を含む地域ケア会議において、疾病の情報集約・傾向の分析がなされているところ。今後は、それぞれの持つ情報を共有し、あったかふれあいセンターで提供するサービスをより効果の高いものにしていく。



3. 本計画とその他計画との関係

本計画は、第1次黒潮町総合振興計画（以下、「総合振興計画」という。）に代わり、黒潮町の新たなマスタープランとなる黒潮町総合戦略を構成する。したがって、総合振興計画が担っていた他の様々な計画に共通する課題とその基本的な考え方・方向性を示すという横串機能を引き継いでいる。

ただ、黒潮町総合戦略（創生基本計画を除く。）は、法律の根拠によるものではなく、戦略を着実に前に進めるべく、組織の業務管理に重点をおいて策定する本町独自の取組である。本計画の記載内容が、各種法律等に基づいて策定されている他の計画と明確な上下関係に立つものではなく、方向性が異なっているからといって何らかの強制力が働くものではないことに留意する必要がある。

本計画はあくまで、本町の福祉分野を通じて共通の課題となっている人口減少・少子高齢化社会に対し、どのような方向性を持って業務に取り組むのかを示すものである。

1. 地域とともに安心して暮らし続けられる環境づくり

(1) 地域福祉の充実

少子高齢化社会の進展に加え、若い世代の都市部への流出に伴う核家族の増加など、家族内・地域内の支え合いが希薄化してきている。山間部を中心に地域行事の実施が難しくなる地域が出てくるなど、地域の活力の低下が顕著である。また、こうした状況は、個人の事情や地域の特性によって様々であり、福祉をとりまく環境が年々複雑・多様化してきている。

本町においては、「『おたがいさま』の心で彩る笑顔あふれるまちづくり」を基本理念に掲げ、町と地域住民、社会福祉協議会、NPOが連携し“あったかふれあいセンター”事業を核とする自助・共助による地域福祉に取り組んできた。引き続き、このあったかふれあいセンターを核に、町と地域とが連携しながら地域の状況に応じた課題の解決を図っていく。その際、すべての住民が地域の担い手であり受け手でもあるとの認識を共有しながらお互いの不足するところを補い合う地域づくりを心がける。

	目標 (H31)	実績 (H29)
あったかふれあいセンター整備数	6地区	4地区
あったかふれあいセンターによるサービス提供可能地区	61地区	49地区
サテライトサービスのみ提供可能となっている範囲 ※	4地区	6地区

※ 「サテライトサービスのみ提供可能となっている範囲」は、「あったかふれあいセンターによるサービス提供可能地区」の内数。

① あったかふれあいセンターの整備

これまで、地域福祉の「小さな拠点」となるよう、町内に6箇所のあったかふれあいセンター設置を目指して取り組んできた。既に4箇所（北郷、よりあい、こぶし、佐賀）の整備が済んでおり、引き続き、白田川地域への設置に向けた調整を進めるとともに、三浦（田野浦、出口）地域へのサービスのあり方を地域と協議していく。既存の4箇所においても、地域の課題に応じた特色ある施設への転換を図るべく、現在の取り組みを見直していく。

② ボランティアの育成

ボランティアは、地域を支える存在としても介護保険制度を支える存在としても

非常に重要であり、将来、自助・共助の福祉を目指す上で不可欠な存在である。しかし、現在、町内で活躍しているボランティア組織は決して多くなく、ボランティアの育成やボランティア組織の整備が課題となっている。まずは、町と社会福祉協議会とが連携し、町内の美化活動への参加など、比較的参画しやすい分野でのボランティア育成に努める。

③ 自殺対策の実施

第2期高知県自殺対策行動計画によると、自殺の原因・動機別では「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」等となっている。平成28年度の「健康問題」の内訳では、約半数が「うつ病」とされている。そこで、本町の自殺対策としては、婦人会や民生委員など各地域に会員等がいる団体を対象に研修会を開催し、各地域に自殺の危険を示すサインに気づける方を一人でも多く増やしていくことで自殺を未然に防ぐ環境づくりを進めていく。

④ 見守り体制の拡充

高齢者や子どもたちが地域で安心して生活できるよう、重層的な見守りを展開すべく、普段から町内を巡回している宅配事業者、金融機関、JA、商工会などの町内事業所等と「見守り協定」に基づき官民連携で取り組んでいく。

⑤ 南海トラフ巨大地震への対策

来るべき南海トラフ巨大地震に備え、近隣の医療機関と発災時の協力体制構築に向けた協議や合同訓練を実施するとともに、医療救護所等において必要となる物品等を整備・維持する取り組みを進める。

(2) 高齢者支援のあり方

少子高齢化により、地域や社会の活力が低下していく状況においては、高齢者ができるだけ自ら健康を維持し、趣味やサークル活動、見守り等の社会奉仕活動への参画など、その活力を地域や社会のなかで発揮していくことが期待される。

そこで、高齢者の健康増進や予防に着目した取組を強化するとともに、あったかふれあいセンターや老人クラブなど、地域と社会福祉協議会・NPO等とで取組む活動を通じた生きがいづくりを支援し、高齢者が地域で元気に暮らせる環境づくりに取り組んでいく。取組にあたっては、あったかふれあいセンターや集落活動センターなどにおいて従来実施している「自助」、「共助」の取組を尊重するとともに、現在構築を目指している「黒潮町版地域包括ケアシステム」と整合を図るよう努める。

	目標（H31）	実績（H29）
人口ビジョンに掲げる将来展望（65歳以上）	4,568人	4,826人 （住基ベース）
新規要介護認定者数	160人未満	169人
新規要支援認定者数	75人未満	79人
通所型短期集中運動機能向上サービス利用者	40人	19人

① 在宅医療・介護体制の整備・拡充

今後、病床数の減少により病院への入院に限られる中、在宅で医療と介護のサービスを利用する高齢者が増えることが見込まれ、自宅においても十分な医療・介護サービスを受けられる環境の整備が大きな課題となっている。現在、こうした在宅での医療・介護ニーズに対し、大方地域は四万十市の医療機関、佐賀地域は四万十町の医療機関がそれぞれ提供する訪問看護ステーションを利用することが可能であるが、町内の一部地域では、いずれの医療機関からも距離が遠くサービスの利用が難しい状況にある。そこで、町と（医）祥星会と連携し、平成28年度から佐賀診療所に訪問看護ステーションを設置することとなった。現在は日中の医療サービスを提供するにとどまっていることから、引き続き、協議を重ねつつ、介護サービスの提供が可能な訪問看護ステーションとなるよう取組を進める。

また、従来から取組んでいる各種負担軽減措置を引き続き実施することで、経済状況や居住地域の差によって利用できるサービスに格差が生じないように、切れ目の無い支援に努めていく。

② 情報共有の促進

医療機関への入・退院と在宅生活との接続をスムーズなものにするためには、医療機関と在宅支援を担うこととなる町内の介護事業所やケアマネジャーとの情報共有が重要である。現在、高知県（幡多福祉保健所）がとりまとめを行っている情報共有に係るルール作りに関し、町として必要な協力をするとともに、運用開始後は適切な運用となるよう関係機関に働きかけていく。

③ 運動機能向上サービスの強化・推進

医療と介護の連携による介護予防ケアマネジメント⁸の推進については、幡多医師会の協力を得ながら、かかりつけ医や各種専門職、通所介護事業者と連携した通所型短期集中運動機能向上サービスを展開し、セルフケアの意識向上を含む身体機能を改善する取組を進める。

⁸ 介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）」、「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものである。（「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」老振発0605第1号平成27年6月5日）

また、サービス利用により自立した高齢者が、その生活を継続できるようあったかふれあいセンター等の受け皿の整備に取り組む。

④ 地域の見守り体制の構築

地域の見守りについては、「要援護者台帳」や災害に備えた「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害時だけでなく平常時からの見守り体制構築を目指す。特に、災害時に自力で避難することが難しい者への支援については、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員、地区長をはじめとする地域の関係者と協議を重ねながら、地域全体での支援体制を構築する。

⑤ 認知症対策の展開

認知症対策については、これまで町が主体的に取り組んできた「認知症サポーター養成講座」や「脳トレ教室」、「認知症カフェ」、「認知症介護家族の座談会」、「認知症講演会・ミニ講座」などの運営を地域のNPOに委託する一方、初期の認知症の掘り起こしや早期対策に重点化すべく認知症初期集中支援チームの体制強化や町内の老人クラブやあったかふれあいセンターを活用した取組を展開する。

さらに、認知症の人とその家族が地域のなかで本来の生活を営めるよう、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、本人と関係する人々と適切なサービス提供の流れを知るための本町の基本情報を整理した「認知症ケアパス」を作成し、関係者への周知を図る。

⑥ 介護施設における虐待予防の取組

施設に入居している高齢者に関して、近年全国的に増加傾向のある入居高齢者への虐待を予防すべく、町内の介護施設職員を対象に「介護施設職員スキルアップ研修」を継続して実施する。また、システムエラーの防止や虐待発生時の早期対応に関する共通ルールについて、マニュアルを策定するなどの対応策を検討する。

(3) 健康増進の取組

本町においても、全国の傾向と同様に医療費全体に占める生活習慣病の割合が高まっている。平成28年度には、「がん（新生物）」の医療費全体に占める割合は25.1%になっており、早期発見・療養及び生活習慣の改善などの健康増進の取組みを展開し、医療費全体の抑制を図っていく必要がある。

住民の健康の維持・増進を進めるにあたっては、一人ひとりが主体的に取り組むことが重要であり、行政はその環境を整えることで取組みを促していくことが重要である。そこで、事業内容の企画・推進にあたっては、地域の様々な住民グループや行政等の関係機関がつながりを持ちながら進めていく。

	目標（H31）	実績（H29）
特定健診の受診率	48%	43.5%
一人あたりの医療費	400千円	390千円 ※H28

① 特定健診・保健指導の実施等

健康増進を図る上では、一人ひとりが自らの健康状態を確認し、バランスの取れた食生活と適度な運動習慣を身につけることが重要である。引き続き、国保加入者への特定健診・保健指導の受診勧奨に取り組むとともに、若いうちから健康診断を習慣化していくためにも20～30代の国保加入者に係る健診費用への補助を開始する。

また、黒潮町版地域包括ケアシステム構築の一環として、幡多医師会と連携し、町内のあったかふれあいセンターへ医師を派遣してもらい、医師による健康相談やバイタルチェックを実施する。他の専門職との連携や既存の取組への助言をもらうことで疾病の早期発見や重症化予防など、質の高いサービスの提供につなげていく。

さらに、将来の担い手不足が課題となっている一次産業分野において、現在の従事者が出来る限り健康を維持し、農業や漁業に取り組んでもらえるよう健康維持を積極的に働きかけるとともに、町が支給する事業支援補助金等の支給要件に特定健診等の受診を義務付けていく。

② がん検診の実施

がん検診の受診促進については、国及び県の指針に基づき、死亡率が高く健診の受診効果が高いものは実施に向けた検討を進める。また、検診会場の環境（待ち時間や待機場所）を改善し、健診の負担感の軽減を図ることで受診者増を目指す。

③ 食育の取組

食育の推進については、引き続きIWKによる食育推進番組を継続し、健康を維持する点からも食事の重要性の周知に努める。また、あったかふれあいセンターでは、健康に暮らすことができる身体をつくること、住民同士のつながりや支え合いについて考えるきっかけをつくることを目的として、地の物をつかった手作りの昼食を提供している。あったかふれあいセンターの利用者を拡大することで、幅広い年齢層の住民に、「食」への理解と「食」を通じた交流を普及していく。

（4）障がい児・者への支援

本町の障がい児・者に対する支援については、「障がいにかかわらず一人ひとりが輝くまち」という基本理念のもと、「健康づくりと障がいへの早期支援」、「障がい者の自立と社会参加の実現」「だれもが暮らしやすいまちづくりの推進」、「地

域における支援体制の整備」という方向性に沿って各種取組を進めてきた。

これまで、障がいのある乳幼児の早期発見と療育指導などの保健・医療サービスや地域リハビリテーションの充実、障がいをもつ児童の自立を支援するSSWの配置などに環境整備を進めてきたが、支援のあり方や事業の有効性が不透明な中で実施・検証・改善を加えながら取組んでいるところ。

今後、引き続きこれらの取組を進めるとともに、障がい者の社会参加を促す仕組みや南海トラフ巨大地震に備えた支援体制の確立に向けた検討を行う。

	目標（H31）	実績（H29）
ペアレント・トレーニング参加者数	維持	6人
保護者交流会参加世帯数	維持	のべ17世帯

① ペアレント・トレーニングや保護者交流会の実施

障がいのある子どもをもつ保護者等を対象に、育児支援等を目的としたペアレント・トレーニングや、ひとりで悩まない仲間づくりを目的とした保護者交流会を実施する。

② 閉じこもりへの対策

精神障がい者の閉じこもり予防及び再発防止予防を目的としたミニディケアの実施や社会参加を目的とした喫茶さとう木の運営支援を社会福祉協議会と連携しながら進める。

（5）児童福祉の充実

本町では、次代を担う子どもを心身ともに健やかに育むことを第一に考え、子どもたちが自然とふれあいながらのびのびと元気に成長できるように、また、保護者が負担や不安を感じることなく楽しく子育てに携われるようにとの思いをこめて「元気と笑顔があふれるまち」を基本理念に掲げ、各種児童福祉施策に取り組んでいる。

引き続き、これまでの取組を継承・発展させ、子どもたちの笑顔が花咲くようにあふれ、いきいきと心身ともに健やかに成長できるように、社会全体での子育て環境を充実させていく。具体的には、産前・産後を通じた切れ目のない支援体制の構築し、妊娠・出産・子育ての希望を叶える環境を整備していく。

	目標（H31）	実績（H29）
合計特殊出生率	1.64	1.43 ※H20～24
年間出生数	60人／年 ※H32	49人／年

① 切れ目のない子育て支援

ひとり親家庭への支援などこれまでの取組に加え、「在宅子育て」や「不妊治療」、「チャイルドシート購入」など新たな支援策を講じることで、切れ目のない子育て支援を展開する。

② 妊産婦及び乳幼児の健診、疾病予防

妊婦健診から乳幼児健診までの各種健康診査や疾病予防対策の充実を図る。また、ハイリスク妊産婦や乳幼児の状況を適切に把握し、必要に応じて支援プランを作成するなど支援体制の構築を図る。

③ 福祉部局と教育委員会部局との連携

現在、地域ごとに管理している情報を全町包括的な管理とするともに、役場内部においても教育委員会部局と福祉部局とが情報を共有し支援の重層化を図ることで、柔軟な対応が可能となる体制を目指す。

また、妊娠期から子育てまでの包括的な支援を可能とする「子育て世代包括支援センター」や子育てを地域で助け合う「ファミリーサポートセンター事業」について、ニーズ調査や設置のあり方を検討する。

④ ペアレント・トレーニングの拡充

子育て家庭への支援として、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援するペアレント・トレーニングの実施に向けた取組みを進める。当初は幼児を対象とした取組みから開始し、小学校とも連携した取組みにできるよう拡充を図る。

2. 黒潮町版地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築にあたって、国はその構成要素として「介護」「医療」「予防」「生活支援サービス」「住まい」という5つの要素を掲げている。それらをより詳しく表現するならば、「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「福祉・生活支援」「住まいと住まい方」となるが、地域包括ケアシステムは、これらの分野に対応すべきとされている⁹。本町は、「医療・看護」に関する取り組みについては、一定程度近隣の市町に依存している状況だが、将来、町が主体的に総合病院のような医療機関を開設するといった取り組みを目指していくことは現実的とはいえない¹⁰。それよりも、あったかふれあいセンターを中心とする「保健・予防」などの取り組みを強化充実させ、健康寿命の延伸させることによって、住み慣れた地域で希望する暮らしを続けていく仕組みを構築していくべきである。

第1章でも触れたとおり、本町ではあったかふれあいセンターを地域福祉の拠点となる施設として、本町全域をカバーする形で整備を進めている。実施事業についても、医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、各種専門職の参画を得ており、その機能を最大限活用することで効果的な健康増進の取組が実施できると考えている。

また、当面は高齢者福祉施策に関するシステムの構築を進めることとするが、本計画の後期期間においては、本町独自の取り組みとして障がい児者や児童を対象とする福祉施策についても、地域包括ケアシステムに加えていくことを目指す。

(1) 「保健・予防」（あったかふれあいセンターの連携拠点化）

「保健・予防」については、あったかふれあいセンター事業を介して様々な専門職が連携していくことで、効果的な予防的ケアを実現していく。連携にあたっては、あったかふれあいセンターと町、事業者、各種専門職が必要な情報を共有するとともに、それぞれの立場から専門的意見を交換する機会を設けることが重要である。そこで、多職種協働による個別ケースの検証を行う地域ケア会議とあったかふれあいセンターの運営協議会との連携を促進していく。従来の地域ケア会議は、個別のケース対応を続けることで、一定の疾病傾向等の地域特性を抽出し、それらを地域づくりや介護保険事業計画等の政策形成へと昇華していくものとされている。本町においても、個別ケース対応を通じて得られた情報とあったかふれあいセンターの事業を通じて得られた利用者の情報とをすり合わせることで、より効果の高い事業

⁹ 「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書〈地域包括ケア研究会〉地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」三菱UFJリサーチ&コンサルティング（平成25年3月） 1～2頁

¹⁰ 2015年の実績に基づく本町の医療介護需要予測指数は、医療においては減少を続け2040年には2015年比で68ポイント、介護においては2025年の105ポイントをピークに減少に転じ2040年には85ポイントにまで減少するとされている。（<http://jmap.jp/cities/detail/city/39428>）

の実施が実現可能であると考えられる。まずはそれぞれの会議の位置づけを確認しつつ、できるところから連携を進めていく。

また、本町のような医療機関の少ない地域において希望する自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるには、健康を維持していくことが最も重要な要素とある。平成30年度から、幡多医師会と連携してあったかふれあいセンターにおいて医師による個別健康相談等、新たな健康増進事業を開始している。本町のように自宅から病院までが遠い場合、病院に行くことに消極的になってしまい重症化を招く可能性がある。この新たな取組みにより、医療機関の診察に至る前に一時的な医師の所感を伺い、効果的な予防、適切な診療につなげ、早期発見・早期療養、住民の健康増進を図っていきたい。元気なうちからあったかふれあいセンターでの活動に参画しつつ、体に不調を覚えれば気軽に医師や専門職に相談できる体制を整備する。

そのほかにも、これまで実施してきた各種健康増進・予防事業にも引き続き取り組み町民全体の健康増進を強力に後押ししていく。

- あったかふれあいセンター整備事業
- あったかふれあいセンターへの医師派遣
- <認知症初期集中支援チーム>

(2) 「医療と看護」(医療と地域の連携)

あったかふれあいセンターでの取り組みと連携し、早期発見・早期治療を目指していく。必要に応じて、あったかふれあいセンターの送迎機能を活用するなど、交通弱者に配慮した仕組みの構築を図っていく。

在宅でのケアを選択する場合、大方地域は四万十市、佐賀地域は四万十町の医療機関による訪問看護サービスの利用が可能となっている。しかし、町内の一部地域はいずれの医療圏からも遠いことから、平成28年度から佐賀地域に訪問看護ステーションを開設したところ。現在は、平日の医療サービスのみの提供となっていることから、今後介護サービスの提供開始に向け関係機関と協議を重ねていく。

また、本町の住民が利用可能な訪問看護サービスは、一部医療機関が提供してくれるサービスに限られており、入退院時等の関係機関相互の情報共有の仕組みが確立され切れ目のないケア体制の確保していくことが、安心して在宅ケアを選択するための重要な要素となる。現在、本町では、県と連携しながら、医療機関や介護施設相互の情報共有ルールの策定に取り組んでいる。策定後には、その適切な運用を各機関に働きかけていく。

- あったかふれあいセンター整備事業
- <訪問看護ステーションの整備>

➤ <情報共有ルールづくり>

(3) 「介護・リハビリテーション」（介護と地域の連携）

本町では、新たな取組みとして、平成29年度から介護事業所において通所型集中運動機能向上サービスの提供を開始し、要介護・要支援認定者の機能回復を促す取組を展開している。一定期間のサービス利用により身体機能が向上した後は、あったかふれあいセンターの事業やさまざまな地域活動への参画を促していくことで、介護と地域との連携体制を構築していく。さらに、あったかふれあいセンターでの事業実施にあたっては、日ごろセンターを利用している利用者の機能維持や向上に資するような内容となるよう各種専門職（医師、理学療法士、作業療法士、保健師等）が意見交換しながら事業を展開していく。また、施設に入所している高齢者が再び在宅で生活する意識の醸成を図るため、あったかふれあいセンターの取組みに、介護施設に入所している者が参加できる仕組みの構築を目指す。

そのほか、従来から取り組んでいる居宅サービス利用への経済的支援等については引き続き実施していく。

- 通所型短期集中運動機能向上サービス
- あったかふれあいセンター整備事業
- あったかふれあいセンターへの医師派遣
- 黒潮町訪問介護サービス利用者負担額軽減措置事業
- 中山間地域介護サービス確保対策事業
- 社会福祉法人等利用者負担軽減補助事業
- 離島等特別地域加算に係る利用者負担額軽減補助事業

(4) 「福祉・生活支援」サービスの整備

自宅での生活を継続していくためには、生活を持続させるための支援サービスの確保も必要になる。（ここでいう支援サービスは、家事や買い物、洗濯代行などの日常生活への支援を指す。）現在町内で運営されているボランティア団体やシルバー人材センター、各NPOなど、既存の資源を生かすことを前提に、本町内及び近隣の市町にどのようなサービスがあるかを整理し、適切に情報提供していくことで必要となるサービスの適切な利用を促していく。

心身の状態や家族構成の変化などによって失われがちな生活機能を、ボランティアや周囲の見守りなど、より身近な支えあいにより確保していける環境をつくっていくことも重要である。あったかふれあいセンターの事業をはじめ、NPOや社会福祉協議会、老人クラブ、地区内の活動などの活動も促進していく。

- <ケアパス>
- ボランティアの育成（社会福祉協議会への委託）
- <要援護者台帳・要支援者名簿の作成>
- <見守り協定>
- あったかふれあいセンター整備事業

（５）「住まいと住まい方」の整備

地域包括ケアシステムの前提条件である住まいの確保について、自らの生活を自らの意思決定により生活し続けるには、その生活のニーズにあった住まい、個々人の機能状態に合った住まいが確保されなければならない。したがって、その整備体制を整えていく必要がある。

黒潮町では、多くの住民が一戸建ての住宅を住まいとしている場合が多く、自宅としてはこうした戸建ての住宅に住み続けることが基本となる。戸建て住宅は、マンションなどの共同住宅に比べて屋内の障壁（段差等）が多い場合がほとんどであり、加齢に伴う身体機能の低下により不便を感じる場面が多くなると予想され、今後、改修ニーズは高まっていくと考えられる。それらの改修にあたっては、すでに県の制度などを利用した改修補助を行っているところであるが、今後は「身体機能の低下を前提とする改修」だけでなく、「身体機能の維持・回復を前提とする改修」を選択肢に含めていく。より長く住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくためには、機能の維持・回復を念頭に置いた改修が重要となる。

改修後も、あったかふれあいセンター等において実施している機能維持・向上の取組等を踏まえたものとするすることで、より高い機能維持・向上が期待できる。すでにあったかふれあいセンターには理学療法士や作業療法士といった専門職の参画をえていることから、住宅改修の際においてもこうした専門職の意見を聴く機会を確保していく。

その他、賃貸住宅棟による住居に住んでいた場合には、替わりの賃貸住宅を確保する必要があるが、その際には空き家や町営住宅件等を活用して、住まいの確保に努めていく。

- 住宅改修への補助制度【県補助】
- あったかふれあいセンター整備事業

（６）障がい児者、児童等への総合的な支援の提供

あったかふれあいセンターは、地域での見守り・支え合いの地域づくりを推進し、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、生活支援サービスなどを受けられることができる福祉の拠点とされており、高齢者に限らず、児童や若い世代、障がい児者の利

用が想定されている。したがって、本町で構築を目指す黒潮町版地域包括ケアシステムにおいては、対象を高齢者のみに限定せず、障がい児者や児童などを含めた幅広いケアシステムを構築する。

- あったかふれあいセンター整備事業
- 障がい児の保護者交流会、ペアレント・トレーニング事業
- 子育てサークル支援事業
- <子育て世代包括支援センター>
- <ファミリーサポートセンター事業>

黒潮町の目指す地域包括ケアシステム



(参考) 黒潮町版「地域包括ケアシステム」と「小さな拠点」のサービス対象エリア

※特養等の施設に入居する人数については計上せず

■ 浮鞭・湊川エリア

地 域：浮鞭・湊川地域
 人 口：996名
 高齢者数：468名
 集 落 数：4地区

■ 拳ノ川エリア

地 域：佐賀北部地域
 (伊与喜北部)
 人 口：790名
 高齢者数：376名
 集 落 数：12地区

■ 加持・北郷・かきせエリア

地 域：加持・北郷・馬荷地域
 人 口：852名
 高齢者数：374名
 集 落 数：9地区

■ 佐賀エリア

地 域：佐賀地域
 (伊与喜南部)
 人 口：2,530名
 高齢者数：1,020名
 集 落 数：15地区

■ 三浦・田の口エリア

地 域：田野浦・出口・
 田の口地域
 人 口：1,824名
 高齢者数：715名
 集 落 数：5地区

■ 入野エリア

地 域：入野地域
 人 口：2,816名
 高齢者数：1,144名
 集 落 数：7地区

■ 白田川・蜷川エリア

地 域：旧白田川地域
 人 口：1,514名
 高齢者数：694名
 集 落 数：9地区

